

# 速報！さくらユウワ通信

## 企業型 DC の加入可能年齢の引上げ

確定拠出年金制度（DC）には、企業型 DC や個人型 DC などの種類がありますが、DC 加入者は 2019 年 10 月末時点で企業型 DC が約 720 万人、個人型 DC（iDeCo）が約 141 万人に達しています。今回は、企業型 DC への加入をご検討されている方に耳寄りな情報をご紹介します。

### 企業型 DC に加入したくてもできない…

人生 100 年時代と言われている昨今、より多くの方が今までより長く働くように変化している経済状況において、1 階・2 階部分の公的年金のみでは、老後生活の多様なニーズには対応できず、3 階部分の企業年金等の充実が求められています。しかし、**企業型 DC は加入要件に「65 歳未満でなければ加入できない」という縛り**があり、将来の年金額を増やそうとお考えの 65 歳以上の方が加入できないという問題が生じていました。

### 確定拠出年金法等の改正

令和 2 年 1 月 20 日に確定拠出年金法等の改正について国会に法案が提出されており、この改正の目玉の一つとして「**加入可能要件の見直し（加入年齢の引上げ）**」が挙げられています。企業型 DC について、今までは 65 歳未満の方しか加入できませんでしたが、改正案では**※厚生年金被保険者（70 歳未満）であれば加入することができる**ようになり、**上限年齢が 5 歳引き上げられる**予定です。

※70 歳未満のほか、70 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有しない者も、申出により、厚生年金被保険者となることができます。

### 加入によるメリット

現行の 65 歳未満の方はもちろん、65 歳を超える経営者の方も企業型 DC について加入が可能となりますが、改正が行われた後についても、**現行の税制上の措置を適用**することとされており、これにより、企業型 DC への加入によるメリットである**掛金の支払額と運用額**の分だけ**将来の年金額が増加することに加え、健康保険料の減額、所得税・住民税の節税などの優遇**を受けることができ、現時点での毎月の収入に対する負担額（控除額）を減額することができます。

[例] 月収 50 万円、熊本市在住の A さん（配偶者あり）が、掛金月額 5 万円の企業型 DC に加入する場合

|   |   |
|---|---|
| ・社会保険料・・・月 15,000 円 → 月 12,000 円（年 36,000 円の減額） | } 合計 年 <b>132,000</b> 円の <b>負担減</b><br>※ おおよその目安であり、条件により異なります。 |
| ・所得 税・・・月 21,000 円 → 月 16,000 円（年 60,000 円の節税）  |   |
| ・住 民 税・・・月 26,000 円 → 月 23,000 円（年 36,000 円の節税） |   |

改正により、加入可能な方の範囲が拡大し、加入者数が増加していくことが予想されます。弊社におきましても、令和元年 12 月より福利厚生の一環として、選択型 DC を導入しております。

加入可能年齢が引き上げられ、加入しやすくなった企業型 DC の加入について、お手伝いできることがあるかもしれません。加入をご検討・ご希望される方は、お気軽に各担当者にお尋ね下さい。（なお、本内容は改正案の段階ですので、内容が変化する可能性があることにご留意下さい。） 【杉山 亜夢里】